

## 「まん延防止等重点措置」指定に伴う与那国町対処方針（2022.1.7）

### 実施内容

与那国町においても、「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針に準じて町内での感染拡大を防ぐため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）により、町民・事業者等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

【要請期間】 令和4年1月9日（日）から1月31日（月）

### 【町民の皆様へ】

【法第24条第9項：協力要請】 【法第31条の6第2項：重点措置としての要請】

#### 1 外出及び移動に関する要請

- ・感染リスクが高い場所への外出や移動は自粛して下さい。（法第24条第9項）

外出や移動の際には家族や普段行動を共にしている仲間と行動すること。

- ・不要不急の県外との往来については、極力控えて下さい。（法第24条第9項）

帰沖後速やかにPCR等検査を受検し1週間は、家族以外の方との会食は控えること。

※PCR検査が受検できる主な空港：那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港

（注：検査には事前の予約が必要となります。）

#### 2 飲食での要請

- ・飲食は、同居家族やいつも一緒にいる方と4人以下・2時間以内で行うこと。（法第24条第9項）

- ・休業・時短の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えて下さい。（法第24条第9項）

※自宅等飲食店以外での会食も同様に注意して下さい。

#### 3 基本的な感染防止対策に関する要請

- ・体調不良時は、事前に沖縄県コールセンター（☎098-866-2129）または、与那国診療所

（☎0980-87-2250）へ電話でご相談して下さい。

特に発熱がある場合は、必ず事前に電話で相談してから医療機関を受診してください。

- ・基本的な感染対策の徹底をして下さい。【マスク着用、こまめな手洗い、換気の徹底】

いつも一緒にいる方と会話する時も可能な限りマスクを着用して下さい。

- ・ワクチンを2回接種した方でも感染のリスクはあります。対策の継続をして下さい。

## 【与那国町へ来島を予定（検討）している皆様へ】

### 1 与那国町との往来に関するお願い

- ・来島前には、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。体調不良の際には来島の中止または延期をお願いします。

- ・措置期間中に来島される方は、町民との会食は極力控えて下さい。

- ・滞在中に体調不良や発熱があった場合は、専用相談窓口に必ず連絡して下さい。

沖縄県コールセンター：☎098-866-2129

旅行者専用相談センター沖縄：☎098-840-1677 時間：8：00 から 21：00（年中無休）

- ・県外から来島予定（検討）している方は、「沖縄県対処方針」による協力要請に従っていただきますようお願いいたします。（法第24条第9項：協力要請）

- ・工事関係者等で本町へ来島される事業者の皆様は、島内関係機関へ事前連絡のうえ必要な情報（目的、期間、人数等）の提供をお願いいたします。

※来島前のPCR検査実施については、担当事業所等と事前にご相談して下さい。

※問い合わせ先は以下に記載のとおりです。

### 来島時に関する事項についての目的ごとの主な問い合わせ先

#### □観光、商工関係

・与那国町観光協会：☎0980-87-2402 ・与那国町商工会：☎0980-87-2944

・与那国町役場企画財政課 商工観光係：☎0980-87-3577

#### □土木、建築関係

・与那国町役場まちづくり課：☎0980-87-3580

#### □農林水産業関係

・与那国町役場産業振興課：☎0980-87-3582

□教育、学校関係

- ・与那国町教育委員会：☎0980-87-2002

□福祉関係

- ・与那国町役場長寿福祉課：☎09680-87-3575

□その他

- ・与那国町役場 代表電話 0980-87-2241

※おかけ間違いの無いようお願いいたします。

**【与那国町内の公共施設等について】**

- 「与那国町役場」 通常どおり ※来庁時は感染防止対策の徹底をお願いします。
- 「与那国診療所」 通常どおり ※（注）発熱時は必ず事前連絡してから受診して下さい。
- 「アヤミハビル館」 通常どおり開館
- 「DiDi 与那国交流館」 通常どおり 開館
- 「与那国町伝統工芸館」 通常どおり 開館
- ◇「保育所」及び「学童」 通常どおり ※お子様が体調不良等の際はお預けを控えて下さい。
- ◇「社会福祉協議会」 通常どおり ※体調不良等の際は、ご利用を控えて下さい。
- ◇「ケアセンターがんどう」 通常どおり ※体調不良等の際は、ご利用を控えて下さい。
- ◇「幼稚園、小学校、中学校」 通常どおり ※教育委員会の感染対策方針に従って下さい。